

## 第6回住民基本台帳に係る電算処理の委託等に関する検討会

平成19年11月26日（月）

【宇賀座長】 それではただいまより、第6回住民基本台帳に係る電算処理の委託等に関する検討会を開催いたします。皆さん、大変お忙しいところお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。まず本日の委員の出欠状況等について事務局から願います。

【江畑課長】 本日は上川内委員がご欠席でございます。川田委員はおくれて見える予定でございます。また河合行政体制整備室長が今日は欠席でございます。また本日は法務省刑事局久木元参事官の代理として、法務省刑事局付の加藤さんをご出席でございます。

次に事務局から資料の確認をさせていただきます。

【加藤理事官】 本日の資料でございますが、資料1と2、2つでございます。資料1が住民基本台帳に係る電算処理の委託等に関する検討会、これの「報告書素案」という形で15枚の資料となっております。それから資料2、「技術的基準の改正案イメージ（外部委託関係）」ということで、5枚ほどの資料ということになっております。この2つということでございます。乱丁、落丁等ございましたらお申し出いただければと思います。

【宇賀座長】 さて、本日の議題ですが、「報告書素案について」となっております。事務局から事前に報告書素案が送付されたと思います。本日配付されておりますのは、各委員からこれまでに寄せられましたご意見につきまして、前回までの議論も踏まえまして、取り入れられるものは、なるべく取り入れる方向で修正をしたものです。では前回の論点の取りまとめ案との違いや、先ほどの修正点などを中心に簡潔に説明をお願いしたいと思います。

また報告書素案の中で強調されておりますこの技術的な基準の改正による対応につきましては、委員の皆様にご意見を伺ったという趣旨で、この改正案のイメージを作成しておりますので、この資料につきましてもあわせて説明をお願いします。

【加藤理事官】 それでは説明させていただきます。まず資料1、報告書素案でございます。これにつきましては前回まで出させていただきました論点取りまとめ等のペーパーに基づきまして、これをなるべくきちっと文章化していくという形で整理させていただいたものでございます。

まず「はじめに」でございまして、ここの部分は報告書の体裁にする上で新たに付け加

えた部分でございます。これまでの制度の沿革、今回の検討の経緯等を踏まえまして、序文という趣旨でまとめさせていただいたものでございます。1ページでございますが、まず制度の趣旨がございまして、次に住基の世界においても電算処理が広がっていると、情報保護の徹底が強く要請されているということがございまして、住民基本台帳法の規定、情報保護の徹底の規定等紹介いたしまして、1ページの下のほうでございますが、これまでの対応等に触れております。それから住民基本台帳情報というふうなことに限らず、地方公共団体が保有管理する個人情報一般の保護のための措置についてもたどっているという形になっております。

1枚めくっていただきまして、2ページの6行目以降のフレーズでございますが、「しかしながら」ということで本年5月の情報流出事案が生じたこと。広範な住民票の記載情報が流出したということに触れまして、その次の段落ですが、その後もいろいろ情報流出事案があるということございまして、これまでの対応、再検討が必要ではないかという認識を入れております。そのため、この検討会を設けてやってきましたと、こういうことを入れておりまして、こういう形でまとめてみましたという流れにしております。

次の1でございますが、「情報流出事案を踏まえた現状認識」です。ここの部分、基本的に前回までの部分を文章化したものでございます。「(1) 情報流出を招きかねない要因・反省点」ということございまして、特に5月の情報流出事案を踏まえまして、どのような認識が得られたのかということを書いてございます。それが3ページまででございます。

3ページの「(2) 情報セキュリティ確保の必要性」ということでございますが、ここの部分におきましては情報セキュリティ確保の必要性が個人情報にかかわる事務処理一般を通じて同様に認められるということを書きまして、個人情報保護、住基情報と、できる限り軌を一にして水準を上げていくことが望まれると、4ページにかけて書いてございます。

そういう中でありますが、住基情報流出事案が大きな関心を呼んだということございまして、住基情報についてはとりわけ強い要請があるのではないかという認識を書いてございます。

「(3) 委託と再委託との関係」でございます。委託と再委託でございます。再委託についてどこまで活用していくのかということでございますが、どうしても市町村の関与というのは間接的なものになってしまうということがありますので、再委託については基本的に抑えていくということございまして、やむを得ない場合に限って例外的に活用するということが考えられるだろうと、これはこの前までの認識、ペーパーのとおりでございます。

すが、記述しております。

一番下、ここの(3)の最後の部分でございますが、「その際」ということで、ここはつけ加えた部分でございますが、個人情報保護法22条の中で、委託を受けている事業者は再委託した事業者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならないということでございますので、この規定も生かした形で適切な管理を徹底すべきだということを述べております。

大きな2でございますが、「実効性のある対策、手順に沿った措置」ということでございます。(1)でございます。(1)、ここでは「対策の対象業務の範囲」ということで書いておりますが、前回ではその次の(2)、「対策の具体的な内容」から書き起こしておりました。まずここの「実効性のある対策」のところの対象業務の範囲を仕切ったほうがわかりやすいのではないかとということで、後ろのほうからここの(1)の部分は持ってきました。対象業務の範囲につきまして、委託処理ということなんですが、どこまでを対象業務とするのかということでございます。システム開発・改修の委託ということが中心でございますが、ほかにもいろいろ、オペレーション業務の委託とか、システム機器保守の委託など、いろいろな委託があるでしょうということでございまして、これらの委託であっても個人情報を取り扱うということは同様でございますので、特に対策の対象から除外せずに、広く対象としていくべきであろうということでございます。

「ただ」ということで次の5ページにかけて書いてございますが、対策の必要性とか中身ということになってきますと、対象業務の内容いかんで濃度というか、微妙に変わってくる部分がございますので、実際の作業内容も吟味しながら具体的な対策の適用を考えていくべきであろうと。全くすべて今回のシステム開発・改修の委託なりを念頭に置いた検討というのを同じように適用するという形ではなくて、その辺は実態に応じてという趣旨で入れております。

次の(2)、「対策の具体的な内容」でございます。1(1)の要因・反省点等を踏まえて、実際にどういう措置や取り決めの推進を図っていくべきかということでございます。前回までも①から⑦までを列記しておりました。内容的には同様でございます。やや内容的に①から⑦までの説明部分等を敷衍した部分がございます。③の暗号化処理や、⑤のデータの返還・廃棄といった部分につきまして、この辺の記述を丁寧にさせております。

5ページの一番下でございますが、これらのうち、特に情報の管理区域からの持ち出しが基本的で重大な部分であろうということでございまして、この辺をよく押さえた形の措

置の徹底を図っていくべきだという認識を入れております。

6 ページでございますが、「なお」ということで、実際には市町村が事業者と委託契約を締結する、そこに至るまでの間で、委託先の選定、契約、あるいは受託業務の実施・監督・責任追及と、そういったプロセスの中で、セキュリティ上の課題、いろいろ残存リスクということになりますが、これをあらかじめ明らかにした上で、どのような情報セキュリティレベルを備えるべきか、そういう判断をしていく必要があるということを入れております。

「(3) 委託先事業者の限定の適否」の部分でございます。認証取得等の部分をどのように扱うかというところでございます。これにつきまして前回までの議論をなぞった形で、記述しております。最後の結論の部分でございますが、6 ページの下のほうでございますが、認証を得ているからといって必ずしも万全ではないということございまして、認証等が有する限界を認識した上で活用を図るべきという意見があったということございまして、これらを踏まえると認証等を得ていることは市町村が委託先事業者を選定するに当たって、1つの判断要素として考慮していくような取り扱いが適当であると、こういうことを記述しております。

7 ページございまして、そういうのがおおむねこれまでのご議論かと思っておりますが、ちょっと「P」という形でご議論いただきたいということでつけ加えさせていただいておりますが、なかなか実態的にすぐに認証等につきまして、じゃあこれを要件にしましょうというような段階にいかないのかもしれないんですがということで、さらに先の一步ということで将来的には事業者の取得状況を踏まえて契約締結に当たっての必要条件とすることも考えられるということございまして、なかなかすぐにこれ自体を必要条件的なものと位置づけるというのは取得事業者の数、分布等もありまして、難しいのかなということがございますが、方向性としてこういうことを書くのかどうかということもございまして、ちょっと「P」という形でここは議論に供するというでつけ加えさせていただいております。

次の「(4) 市町村・委託先事業者のそれぞれに求められる対応姿勢」というところでございます。これも前回までに提示させていただいた内容でございます。市町村・委託事業者それぞれの対応ということでございまして、それぞれ記述させていただいております。下のほうでございますが、つけ加えた部分がございまして、7 ページの下から2段目のフリーズのところでございますが、これまで特に委託処理業務に従事するもののルール違反

につきまして、事業者におけるコンプライアンスを欠く方向での価値判断、こういうものが背景にあったことが大半であったということでございまして、納期限に間に合わせるために情報セキュリティに対する配慮に欠けた作業を行ってしまうと、そういうことが例として多かったということを記述いたしまして、委託先事業者の側で管理・監督者を含めて、コンプライアンスが何よりも重要であるということを認識徹底させなくてはならないという部分をつけ加えさせていただいております。

7ページの下から8ページにかけて、これも「P」という形で括弧書きしておりますが、委託先からさらに再委託された場合の対応ということでございますが、委託先事業者から再委託が行われた場合においても、委託先事業者を通じて委託した市町村の側できちんと再委託先事業者における処理状況、作業プロセスを把握しつつチェック・確認できるようにする必要があるということでございまして、当然委託の場合にはこういう形で処理状況を把握してチェック・確認していくという仕組みを確立していかなければならないと。そのための処理状況の報告という仕組みを設ける必要があるということを前のページ、半ばあたりで書いているんですが、これを再委託の場合にも同じように機能させていく必要があるという趣旨のことを書いてございます。ちょっと再委託の場合には間に事業者が入ったり、市町村と再委託事業者との関係をどうするのかというところがございまして、単純にちょっと書ききれぬかどうかということがございまして、ここも「P」という形にしておりまして、またご議論いただければと思っております。

次の「(5) 対象となる行為者」でございまして。対象になる行為者をどうしていくかということで前回までもいろいろご議論いただいた部分でございまして。8ページの第1フレーズの真ん中あたりでございまして、主に委託先事業者の従業員を念頭に置いて「個人情報（住民基本台帳情報）を取り扱う業務に従事する者」、こういう従業員単位というか、個人単位ということで、行為者単位ということで行為を押さえていく必要があるでしょうということを書いてございます。こうすれば委託契約上の地位、あるいは委託先事業者との関係いかにかわらず、派遣請負ということであっても対象行為者の行為にコントロールを働かせられるという記述をさせていただいております。

その次でございまして、「ただし」ということで、直接の行為者の行為に着目して規制したとしても、契約上の責任、これは契約上の責任でございまして、当然情報セキュリティ体制を整えて回避のための措置を講じられる権限・立場を有する事業者が市町村に対して負っていくと、こういうことになるんだろうということで、押さえるところは一線の行

為者ということですが、第一線で処理に当たるものに過度な責任が課されることのないようにしていくということで、責任は事業者という形で区分させていただいております。

その次、「また」は飛ばしまして、大きな3の「対策実施の手法・法律上の構成」ということをごさいます。これまでの議論でもございましたが、(1)の「実施のための手法・選択肢」の部分でございますが、主に3つあるでしょうということで次の9ページでございます。①ガイドライン等に基づく助言による対応というふうなことをごさいます。個人情報一般につきましていろいろな通知なりを地方団体向けにお示ししておりますので、これに基づきまして総務省において助言・報告の徴収・勧告など、必要な権限によりまして徹底させていくという考え方でございます。市町村の側では委託される業務のそれぞれのプロセスにおいて、実施・遵守されるべき内容を具体的な発注条件として、上を踏まえて契約条項に盛り込むということになりますが、それに基づいて委託先事業者に対する確実な履行を請求すると。市町村における契約への盛り込みということを通じて法的な効果を持たせるという、そういうやり方ということになります。

次の②でございますが、「住基法・同法施行令に基づく技術的基準の改正による規範性のある対応」ということをごさいます。技術的基準、大臣告示でございますが、これの改正による対応ということをごさいます。大臣告示という形で法令に基づく基準ということになりますので、法的な効果があると、そういう趣旨でこのタイトルのところですが「規範性のある対応」としております。住民基本台帳情報につきまして、市町村、委託先事業者が講じなければならない情報セキュリティを確保するための措置、これを明確化するということをごさいます。前のほうで述べましたような措置ですが、これらを基準の中に必要に応じて改正・追加等を行っていくということをごさいます。総務省におきましてはこの技術的基準の内容が市町村において確実に遵守されるように、住基法の規定に基づきまして助言・報告の徴収・勧告などの権限を行使するということをごさいます。市町村の側では、市町村に対するそういう規範性を有する技術的基準の新しい内容を踏まえまして、これを契約条項の中にきちんと盛り込んでいくような、そういう対応を取っていただくということをごさいます。

最後、「一方」ということで、こういうものに加えまして委託先事業者側の対応といたしましては所管府省を通じて、個人情報保護法に即した措置、手続が確実に行われるように、そういう再周知に努めていくということも必要なんじゃないか、考えられるんじゃないか

ということで、最終フレーズを入れております。個人情報保護法の規定に基づきまして主務大臣、必要に応じまして報告徴収・助言・勧告・命令、そういった権限を行使できるということになっておりますので、この辺の活用があり得るんだろうということです。

9ページの下のほうから10ページにかけてでございますが、この技術的基準による対応でございますが、単に技術的基準を直すというだけでなく、これに加えて技術的基準の規定内容、これをより具体化して契約条項に市町村のほうで盛り込みやすいものにするように、そういうひな形なりを提示いたしまして徹底を図るという、そういうやり方もあり得るだろうと。住民基本台帳ネットワークシステムにおいては、やっている対応でございますが、自己点検表も活用した上で、システム・セキュリティ監査を実施するといったこと、さらに前でも述べましたが、委託先事業者を選定する際に事業者みずからが処理の過程で講じようとしている情報セキュリティ確保のための措置の内容、これを具体的に明らかにさせると。それによって市町村の側で後のチェック・確認を行いやすくし、機動的に責任を追及できるようにしていくと。こういういろいろなやり方なり、これは運用上の工夫ということになるかもしれませんが、こういったことを組み合わせることによりまして、措置の実効性をかなり上げられるのではないかと見込まれるということを書いてございます。

そのほかということで、契約上の責任を追及するための措置ということで、契約上の履行代金の減額、違約損害金の請求、さらに事後の同種契約に対する参加資格の停止、制限、こういったことが考えられるでしょうということで、こういう形でいろいろな抑止効果が適切に働けば、情報セキュリティを確保するための措置の遵守に寄与するだろうということでございまして、以上のいろいろなやり方をうまくやっていって、セキュリティを上げていくということが確実に機能していけば、情報流出はかなりの程度防止できると考えられるということを書いておきます。それが技術的基準の改正による対応の部分でございます。

③といたしまして「法律改正による対応」ということでございますが、住民基本台帳情報について住基法を改正して法律による規制をかけるというやり方があると。あるいは住基台帳を含め、個人情報につきまして全般的な法律改正を行ってやっていると、規制をかけていくと、そういう対応もあり得るでしょうということです。この場合に、前に掲げたような行為、規制になじむものを法律上取り込んでいくということを述べております。

11ページでございますが、「他の個人情報と区別して法律上の特別な措置を講じる場

合の理由」ということでございまして、住基情報につきましてほかの情報と区別してやる場合、先ほどの法律改正の中で住基法単独でやる場合ということになりますが、この場合の理由ということを書いてございます。内容的には前回までと同様でございますので、説明は省略させていただきます。

次の12ページでございまして、(3)の「段階的な対応の適否」ということで、どういう対応が要るんだろうか、段階的なのかどうか、一挙にいくのかどうかという議論がありましたという紹介をしております。

4の「罰則の取扱い」の部分でございまして、罰則の取り扱いについていろいろ議論がございました。前回までいろいろな議論なりをかなり入念に拾いまして、併記させていただいておりましたが、取りまとめの段階ということでございますので、これまでの議論を踏まえ最大公約数的な意見を盛り込むというか、すっきりとした形で盛り込むような形に調整させていただきました。ですので、いろいろかなり貴重な意見もいただきましたが、ちょっと細かい部分というか、そういう部分につきましては調整の過程ですっきりさせていただいたことをご了解いただければと思います。

「(1) 検討の状況・必要性」ということで、特に法律改正による対応をとる場合には単に行為規制にとどまらず、刑事上ないしは行政上の罰則を科す、これについても検討する必要があるでしょうということを入れております。これについてさらなる対応に踏み込む必要があるのかどうか、十分な議論、検討が要るでしょうということ、いろいろな多様な意見がありましたという趣旨を書いてございます。

この次の、なお書きの部分でございまして、「この検討は」ということで、特に罰則なりを考えるに当たってどういうものを念頭に置いたかという趣旨をここで付言しておりますが、「業務の処理に当たる者の、意図的とは言えないものの、不適切な行為に起因して、情報が流出するような事態」、これを防止することを直接の目的として検討を行ったということを書いてございます。これはいろいろ情報流出、いろいろな形態なり、パターンがあり得るかと思うんですが、この下の部分でございまして、特に不正な目的のもとに意図的に行った行為、これによる情報漏えいといったこともいろいろ課題としてはあるわけなんです、これはまた対策も内容も異なってくるであろうということでございますので、ここでは特に直接の契機となりました5月の流出事案等のことも踏まえまして、こういう形の意図的ではない、ただ不適切な形で出てしまったということ念頭に置いて考えたということ、ちょっと対象をここで絞るというか、押さえるような記述をさせていただいてお



ります。

(2)の「刑罰導入の可否」の部分でございます。行為規制をかけるんですが、それでも情報流出が起きるということで、情報流出が起きた場合ということ、刑事責任を問う刑罰を設けることについてどう考えるのかということです。いろいろ、保護法益や構成要件がありますので詳細な検討が必要だということがございます。

13ページでございますが、ただ、民事の損害賠償請求、行政上の規制ということがありますが、それでもとらえきれない行為がある場合には、刑罰を導入していくという、そういう余地もあり得るでしょうということを書いてございます。情報流出、結果の重大性ということがございますので、そういう損害賠償責任等の行政上の責任、これと重複するような形でかかることも考えられるでしょうということでございます。

その下、「刑罰の機能」の部分でございますが、刑罰を入れるとして、どういうふうに見えるか、理論的に2通りの考え方があるでしょうということでございます。①本来違法であって、非難・禁止に値する行為を処罰することによりその違法性を確認するという考え方。②理論的には危険性を有する行為であり、処罰対象とすべきであるが、対象とされていない行為について処罰することにより、非難・禁止すべきものと認識させるという考え方。この2通りがあるでしょうということでございますが、特に②の考え方については刑罰が対策の前面に出て行くということでございますので、刑罰の謙抑性という原則もありますので、その辺は慎重に考えていく必要があるだろうという議論があったということでございます。

「(4)個人情報流出事案に即した刑罰の構成」ということで、では今回のような流出事案を踏まえると、どういう構成、刑罰の組み立てが考えられるのかということでございます。2フレーズ目でございますが、住民基本台帳制度の信頼性を確保するため、住基台帳情報を扱う専門家に責務にふさわしい行為規制をかけると。その上で行為規制にのっとらない行為にかかる行為の責任を問うていくというふうなことが考えられるであろうと、こういうことでございます。専門家でございますので、きちっと管理者として注意義務があると。それに基づいて適正に事務を遂行しなくちゃいけないわけなんです、その中で回避できる行為について責任を問われてしまうと。これはやむを得ないことではないかということでございます。

その3段目のフレーズでございますが、もっとも、ただ行為規制に反する行為を行った段階、その段階で直接の行為というよりも流出の責任を問うということになりますので、

社会的な認識の定着度合い、こういうことがいけない行為なんだという部分が十分認識されているかどうか。あるいは委託先事業者とか、実際の処理に当たる従業者等、こういった方々を過度に萎縮をさせないことにも配慮しなくちゃいけないだろうと。そういう指摘もございましたので、この辺についてはさらに詳細な検討が必要であろうということを入れております。14ページの冒頭は従業員の行為、それと事業者の行為との関係ということで、両罰なのか、あるいは両罰ではなくて事業者に直接科すのかということも議論があったということでさらに検討が必要だということを入れております。

「(5) 行政上の秩序罰による対応」の部分でございます。罰則を検討する場合において刑罰ということではなくて、行為規制に反する客観的な行為を認定することにより、行政上の秩序罰として過料を科すという、こういう対応も考えられるであろうということも記述しております。この単純行為犯に対して科される行政罰ということもございますので、複雑な要件の認定が不要になると。實際上、刑罰よりは円滑な運用が期待できる可能性も高く、一定の効果が得られると期待できるということで、行政罰であってもかなり効果はあるのではないかと趣旨のことを入れております。ただ、秩序罰の導入につきましては過料を負う程度ということになりますので、これでほんとうに行為を抑制できるのだろうか、実際の現場での職務意識に対してどうだろうかということがありましたという紹介をいたしまして、ただ、この辺のところは運用いかんによる面も多いだろうという認識を入れております。

「(6) 罰則に係る検討の総括」でございますが、罰則につきましては考えるとすれば、導入するのであればこういうことにおおむねなるのではないかとございまして、いろいろ論点もありますので引き続き議論、検討を深める必要があるということを書いております。

最後、5の「まとめ」でございます。まず3(1)で述べたように法律改正によらない対応であっても、規範性を有する技術的基準の改正による対応、これにいろいろな対応を組み合わせるということで、住民基本台帳情報にかかわる情報セキュリティの確保につきまして相当の向上が期待できると思われるという認識を入れております。

次に他方、法律改正により対応するとすれば、住基法単独である場合には、他の個人情報と区別して特別な措置を講じる理由、必要性、これを明確にして理解を得ていく必要があるだろうということを入れております。

15ページでございますが、また、個人情報全般について対応を講じるということにな

りますと、他の行政分野を含めて、より広範で慎重な議論、幅広い議論が要ということになりますので、機敏な対応はなかなか難しいだろうという趣旨のことを入れております。

一方、実務の立場からは直ちに法律改正ということではなくて、地道に段階的に対応していくと。個別具体の取り組みを積み重ねることに力点を置いていくべきだという意見もあったということを紹介いたしまして、最後にまとめのフレーズでございますが、これらの事情を踏まえるとセキュリティ確保は重要だということ踏まえ、まずは迅速で即効性を有する対応ということで、規範性を有する技術的基準の改正による対応を通じて、市町村による取り組みを徹底していくことをすべきだとしております。法律改正につきまして、こうした対応による実績・効果を見きわめながら、さらに詳細な検討を行っていくと。今回検討していただきました内容、一定の整理・意見集約の上に立って、さらなる対応として取り組むこととすべきであるという形でまとめさせていただいております。

ちょっと長くなりましたが以上が資料1でございまして、次に資料2でございまして、「技術的基準の改正案イメージ（外部委託関係）」ということでございます。これが先ほどの資料1の3（1）の中の②の部分でございますが、住基法・住基法施行令に基づく技術的基準、大臣告示でございますが、これに特に外部委託して処理する場合の必要な事項、これを今までかなり個別に特出しした形で項目を設けていなかったんですが、これを個別に特出ししたような形で業務プロセスに沿ってこういう形で押さえてくださいというものを基準に入れるとすれば、どんな形になるのかというものをつくってみたというものでございます。まだまだイメージの段階でございまして、ちょっと、前のこれまでの検討も踏まえてどういう項目なりを盛り込むべきかというものを、項目だけ持ってきて形をつくってみたというもので、非常に粗いものでございますが、こんな形かなという形でご認識いただく、参考として用意させていただきました。

1 ページ目が目次でございます。2 ページ目をちょっと開いていただきまして、このあと4 ページにわたりまして記述しております。1 で「委託先の選定基準」でございまして、安全度、信頼性、経営力といったこと、認証についても考慮することが望ましい等書いてございます。「選定に際して確認すべき事項」。選定に際して内部でもきちんと手順を踏んでくださいということがありまして、2 で「委託先事業者に対する遵守事項の説明」、これを契約の段階できちっと行っておいて、再度確認する必要があるでしょうということ。

3 で「委託先事業者等に義務づける内容」等を書いてございます。ここが非常に長くなるわけですが、（1）で責任体制の明確化、委託先の責任体制でございます。（2）で作業

場所の指定とあわせてその管理という部分が3ページにかけて書いてございます。(3)で作業従事者の特定。これはだれがやるかということ特定して、その連絡、あるいは変更といったことについても記述しなさいということです。(4)で、データの適切な管理ということで、データはきちっと管理してくださいと。①で保管、施錠等についても書いてございます。②で指定場所以外に持ち出さない。持ち出す場合には暗号化処理。暗号化処理についてはどういうふうな記述があるか、もうちょっと検討したいと思いますが、こういうことを入れております。複製・複写の禁止、第三者提供の禁止。④、終われば廃棄処分なりしてくださいということを書いてございます。「(5)再委託の禁止又は制限」でございまして、その場合の再委託する場合も承認の基準ないし手続をきちんと定めてくださいということでございます。

4ページ、「業務実施状況の定期報告」ということでございます。ここではどういう形で市町村が指示する方法で報告ということにとどめておりますが、この辺もこれでいいのかどうか。もうちょっときちんと頻度とか、どのくらいのスパンで報告させるようにするのか、この辺をはっきり書いたほうがいいのかどうか、この辺はご議論があるかと思えます。7で「秘密保持義務」でございまして、きちんと誓約書を提出させる。これは従業員だけでなく非常勤とか、臨時職員等も同様ですということを入れております。(8)、「研修・教育の実施」でございまして。(9)、「契約内容が遵守されなかった場合の措置」ということで、契約上の責任ということで履行代金の減額とか、損害賠償ということを規定してくださいということ。(10)で「市町村による監査、検査」のことも入れております。(11)、「セキュリティ事件・事故の報告」。事件・事故があった場合には速やかに報告してください、こういうことを入れております。5ページでございますが、その場合の市町村からの指示に従ってくださいということも書いてございます。

4、これは市町村が相手でございますが、「委託先事業者に対する監督」も適切に行ってくださいということ。これ全体がそういうことになりますが、ここも改めて書いてございます。

最後の5ですが「複数の事業者に委託する場合の分担範囲の明確化」ということございまして、いろいろ委託が、契約形態さまざまかと思えますので、複数、事業者が出てくる場合もあると。その場合にきちっと分担範囲を明確化して、やるようにしてくださいと。だれが管理しているのかどうかとか、どこはどのようのこのみたいな形で錯綜しないようにという趣旨で、こういうことも必要かなということに入れてさせていただいております。以

上でございます。

【宇賀座長】 それではただいまの説明を受けましてご意見をお願いしたいと思います。皆さん既に前のバージョンのものは目を通されていると思いますので、どの部分からでも結構でございます。特に区切りませんので自由にご意見を出していただければと思います。

この3ページの(5)のところで「再委託の禁止又は制限」は出ているんですが、宇治市で住民基本台帳データが漏えいしたときはたしか再々委託先ですよ。ですから例外的に再委託の承認がされた場合に、再委託先がまたさらに委託をする、いわゆる再々委託ということも起こり得るので、そこについてのチェックが直接には書かれていないように思われるんですけども。

【加藤理事官】 ここは再委託自体でもいろいろ、どこまで管理できるのかという問題もある。再委託の場合にはただ委託先事業者を通じて管理できる場合もあるというようなことも書いてありまして、それがきちっとそのラインが通った、筋が通ったときには例外的にいいでしょうというようなことを書いてありますので、ここの全体の趣旨としては再委託まではあり得るであろう。ただ再々委託というふうな形でそこまで続いていくというふうには基本的には認めないということで、再委託は例外的にいいでしょう。もともと再々委託自体は触れないとか、認めないということで入れていないという考え方で書いてはいるんですね。ちょっと明示したほうがよろしいですかね。

【宇賀座長】 そうですね。実際に宇治市でそれで再々委託先で起こっているの。

【藤原委員】 全体としてはこれで結構だと思うんですが、今の座長のご発言にもあった委託と再委託の関係のところで、今のだと再々はもう禁止する。実態から大丈夫かなというところが……。大丈夫というのは両方ともあって、実際には起こり得るんじゃないかということと、はっきり書くとそれまた厳しいというジレンマだなというのと。あと4ページのところにそれがあらわれるわけですよ。

【加藤理事官】 4ページにもこうやって書いてありますね。ちょっとその辺が統一されてないですね。

【藤原委員】 4ページの(3)の話と……。

【江畑課長】 「再々委託を含む」という前提で議論を……。

【藤原委員】 そうみたいなんですね。この4ページのところが。その4ページのところが1点と、あと、すべてが委託関係なんですけども、7ページのペンディングのところですよ。これはペンディングになっている趣旨は結構難しいからということなんです

かね。

【江畑課長】 要するに4ページのところはまさに委託事業者にある意味では再委託事業者の管理・監督をゆだねるといいますか、そういう前提で個人情報保護法をベースにしてセキュリティの確保をやっていきましょうという前提に、法律構成としては立っているんですが、7ページのところはそういう法律上の構成はそうなんだけど、一步進んで、何だかの再委託された事業者がこういう管理をしているという状況を、委託業者を通じて市町村が確認するというのも必要ではないかという問題意識で書いてあります。

【藤原委員】 そこは機関法だと6条ですか。親法だと22条の委託のところの解釈にもかわりますけれども、委託しておいて、委託先が再委託等しているのに、一度も報告を求めたり、チェック等をもししないとしたら、確認しないとしたら、それはある意味で6条なり、22条の必要な監督措置をしていないということになりますよね。委託先に出したと。委託先は再委託しているかもしれない。認めたから一切その後、処理状況の委託先事業者を通じてですから、委託先事業者にどうなっているかと聞くことは、かえって22条なり、民民だと22条ですけど、6条の必要な安全管理措置の観点からは、すべきことという解釈になるから、何か別に全然ペンディングにしなくていいのかなと思ったのが私の感覚……。

【江畑課長】 もう一つのペンディングの趣旨は、委託事業者を通じてというところの考えは、委託事業者を通じてということが最大できることなのか……。

【藤原委員】 もちろん直接……。

【江畑課長】 直接何か事実上見るといって、そういうことも手法としてあるんだらうかという、そういうご意見もあったということも踏まえてペンディングとしたということはあります。このぐらいの表現でが妥当なところであるということであれば、そういうことかなと思います。

【藤原委員】 今の後者であるのならば、何か実態から見ていると再委託、さっきの座長の話でも、どんどん下に流れるということのチェックのためにも、再委託には両者、相提携してチェックしたって構わないという考え方もあろうかと思えますけどね。両方から聞かれるということだってあったっていいんじゃないかとは思いますがね。この書き方でもいいし、両方から聞けるんだというふうな話だって構わないかと思えますけどね。

【稲垣委員】 代理の場合もそうだし、ちょっと離れますけど転貸借だって直に転貸の関係上要るし、ウィニーもそうだし。請負の場合は特に規定はないですけども。

【藤原委員】 ということでは要するに4ページ、それから先ほどの座長のうち、3、4、5の委託のところは一貫して同じような問題がやっぱりあるのかなという整理ですが、気がしました。

【江畑課長】 その前の議論の中で契約関係あるのか、ないのかとか、再委託業者に直接何か市町村の側からいろいろ指示なり何なりする根拠として、じゃあ直接の三者契約みたいな、そういう形がいいのかとか、そういう議論もありましたが……。

【藤原委員】 ありました。混合契約というんですか。

【江畑課長】 あったもんですから若干そことの理屈の整理がうまく、どういうふうにできるのかなというところでちょっとはつきりしない。

【藤原委員】 少なくともこの書き方であれば問題はないですよ。

【江畑課長】 これは要するに委託業者を通じてということですから……。

【藤原委員】 通じてですから、逆にそれをやらないと責任を問われますよね。何も聞いてなかったという。

【江畑課長】 どの程度の、直接の委託業者ですと、いわゆる先ほどの7項目の項目の中に日々の状況をきちっと報告するというような、仮にそういう項目が盛り込まれたとしたときに、じゃあ再委託業者のそういう状況というのは、それは委託業者には報告がある。それをどの程度、市町村との関係でそういう義務なり何なりを負うことになるのかどうか。それはまた委託業者と再委託業者の契約の内容ということになるのかもしれませんが、あるいはまた委託業者と市町村の契約の内容ということになるのかもしれませんが、再委託したときには同じようなことを市町村に報告させるというようなことを中に盛り込むことにすれば、同じような形で、そこまでほんとうに実態としてやることができれば、非常にベストだと思うんですが、そこまで実態として……。

【藤原委員】 できるのかどうか。

【江畑課長】 できるのかどうかというのが、ちょっと。そこが少し

【藤原委員】 あと、これ読んでいて考えたのは、逆にこのペンディングの状況で大量の漏えいが起こったときに、もし実際に権利利益侵害が起こったとして、国賠でくると、起こされた、漏えいして実際にいろいろなメールが来たとか、そこを最終的に要件が成立するかどうかはともかく、ここが来るとすると、当然市町村の側は国賠でこられたら……。

【江畑課長】 それは当然責任の対象になると思いますね。

【藤原委員】 責任の対象になっちゃいますよね。なっちゃうということは逆に何かや

っておいたほうがいいのかなという。

【江畑課長】 どうしてもなりますね。

【稲垣委員】 ここは確かにここでの議論の整理でも、まず原則は委託、再委託にかかわらず、要するに本来の発注者が末端の、再委託でも再々委託でも、あるいはさらにその従業者、あるいは使用者ですよね。従事する社員に対して直接の管理・監督権限を及ぼせるということをそれぞれの契約で履行可能にする。あるいは末端のほうはそれを受諾する、という内容を定めていくんだという、そういう内容であったというふうに理解はしているんですけど。だから藤原先生がおっしゃるような形でコンセンサスがとれていると思っ  
ていまして、そんなふうには書き振りをはっきりさせていただければと思います。

【藤原委員】 あとは委託の実務の実態はどうなっているかという話ですよ。

【江畑課長】 そうですね。あとは直接どういうことを言える、言えないという話もありますね。

【宇賀座長】 今の7ページが一番下の部分、どうでしょうか。いろいろご意見出ましたけれども。

【稲垣委員】 ここは、かぎ括弧を取って、このように置いておいたらいかがでしょうか。

【宇賀座長】 これは括弧を取るということによろしいですかね。

【江畑課長】 「委託業者を通じて」という形でまず……。具体的にどういう形でやるかは、もう少し中身を詰めないといけないかもしれません。

【稲垣委員】 これ、行政機関法の措置要求なんかは直接従事する社員に対してできるんじゃないかと思ったのでしたっけ。ちょっとよく確認していないんですけど。

【藤原委員】 6条はできるんですよ、多分ね。ただこれ、市町村ですから条例で何かもっと強いことを書いてありそうな気がしますが。

【後藤委員】 よろしいでしょうか。三鷹市の後藤でございます。このあたりは自治体によってかなり温度差があるというところが実態なのかなと理解はしておりますが、私ども三鷹市の場合はいわゆる電算組織によって個人情報の処理を外部に委託をする場合には、一定の条件づけをしている。これは条件としましては、まず委託をする際に条件をつけることを審議会にあらかじめ諮って意見を聞かなければいけないという、そういう規定にしております。ですから電算処理の委託をする場合には必ず審議会にかけます。その上で委託契約の中でその条件を決めていく。委託契約の中で決めるものについては今日ご説明を



いただいています資料の2の1ページに書かれていることとほぼ重複をしております。

その中で今、問題になっております再委託については三鷹市の場合はやはり禁止または制限ということを契約書の中に盛り込むべしという規定になっておりまして、これは実際の案件ごとに、これは先ほど藤原先生もおっしゃいましたように、再委託が、あるいは再々委託が全くだめだというふうに言い切れる内容の事務事業と、やはりどうしても再委託、あるいは再々委託も現実的に認めざるを得ないという場合もございます。ただ、その場合に皆様ご指摘のとおり、いわゆるざる抜けになってしまわないように、例えば再委託であっても委託のときと同じ条件を付すると。あるいは再々委託も同様であると。ですから委託、再委託、再々委託という形で段階を経ることによって薄まらないように、委託と同じ条件に引っ張り上げるというような、そういう考え方のもとでの運用をしていると。これはおそらく類似の形態の条例規則を持っているところでも、ほぼ同じような考え方で運営をしておられるのではないのかなと思っております。

【江畑課長】 その実際の再委託、再々委託したときの、実際のチェックなり、確認なり、報告なりというものは、いずれにしろ委託業者を通じて市町村へ把握するということが通常という。

【後藤委員】 はい、さようでございます。

【江畑課長】 直接、再委託業者、再々委託業者に市町村の側でいろいろ報告を求めたりとか、何か指示したりとかいう、そういう場面というのは出てこないということなんですか。

【後藤委員】 再委託の場合には、三鷹市の場合には書面で必ず委託先から承認を市側のほうに求めないといけないと。承認しないとイケないということを条件づけをしています。そのときに承認をする条件として、ここの資料に書かれているようなことについては、市のほうが直接、再委託先から報告を受けたりとか、もちろん委託先からも聞いても当然報告が来るはずですけども、求めるとか、あるいは検査に応じる義務を認めさせるというようなことを押さえているという、そういうスタイルでございます。

【宇賀座長】 直接、三鷹市からその際、委託先に対していろいろな監査をしたりとかしていますか。

【後藤委員】 ということもあると。

【宇賀座長】 それもあるということですね。それもちろんと契約の中に入れていているということですね。

【後藤委員】 はい。

【宇賀座長】 わかりました。

【藤原委員】 それでさっきの4ページの中辺で、つまり最初のご説明のように再委託までしかいかないだと直接の監査等もあり得ると思うんですけど、それが再々委託ぐらまでいくと実態としてなかなか難しいですよ。で、そのさっきのどっちが原則になるのかという話もかかわるのかなと思ったのと、それと今の話は委託先の選定基準で再委託等のときは、例えば少なくとも同等以上のというような形で契約に結ばばよろしいわけですよ。レベルが。

【稲垣委員】 ただ、責任という観点からすると委託事業者を通じてということで、順々にいくという、そういう定めは必要なのかもしれないですけども、ここの意見書で「通じて」と書くと、物理的事実上も情報の流れ自体を通じてやらなければならないような誤解を与えるので、そこはむしろこの言葉はないほうが良いような気がしますね。というのは実際には再委託、再々委託先との関係は契約で結ばれるわけですから、書かなくても当然その契約上は通じてということになると。あと、内部統制も含めて、統制の観点から考えると、情報を下から上へ上げてくれば、途中で隠されるとか、そういうリスクもあるわけですから、それは当然直接に監査ができなければ効果が上げられないという点もあると。それから実務的に見ても概念的には再委託、再々委託、再々々委託とあるんですけども、作業している場所はおそらく一緒とか、1カ所なんですよ。そこに再々委託の人が来て、たまに委託先が来るという、そういうことなんで、むしろ監査・調査なんかでも、そんなに混乱は生じないんじゃないかと思うんですよ。

【宇賀座長】 再委託にしても当然その再委託をするときに承認を取ることを義務づけるわけだし、そこから仮にまたもし再々委託するときでも当然承認を取るよということ、その委託先が再委託をする契約の中でそのことを明確にしておいて、再々委託のときには委託元の市町村から必ず承認を得て、その承認なしにさらに委託をしないこととすべきと思います。それからまた再委託をオーケーした場合に今度は再委託契約の中で直接に市町村の監査を受けることを受忍することという条項も必ず入れ、それを条件にして承認するという形でやっていけば、つながっていきますよね。市町村のほうの直接の監査というのもできるでしょう。

【藤原委員】 ここは住基の問題ですよ。そのシステム処理のときに出てくる登場人物で、愛南町のような事例もあるけれども、大きなところだと、相当大きなベンダーから

が始まる。

【後藤委員】 そうですね。ということは多いと思います。システムのには。

【藤原委員】 そうですよ。ああいったところに市町村から監査に行きますか。

【後藤委員】 我々、三鷹市の場合で言えば実際に行っていることはしばしばございます。

【藤原委員】 民民だと委託されたほうがほとんど実態的にその業界を独占的にやっている大手なんかだと、監査というのはもう実際にはできないですよ。

【宇賀座長】 三鷹市は税の収納についてコンビニに委託していますよね。ローソンとか、セブン-イレブンとか、ああいうところも監査は行っていますか。

【後藤委員】 本部のほうに行ったりとかというようなことは、窓口のセクションのほうでやっております。

【稲垣委員】 だからむしろ大手に委託したほうが具体的な監査の細かい技術はこちらになくても、あちらのほうに逆に言うと内部監査の体制が整っているのです、そういう意味では比較的楽なんですよ。あちらも相当に所帯が大きくなれば打撃も大きいので、またITSMSとか、その他の規格等も考えているので、その辺はむしろ監査をする、調査をする、その報告を求めるということを規定しておくことで、やり方については今後うまくいくんじゃないかと思えますけれども。

【藤原委員】 今の稲垣先生のご趣旨は、7ページだと「委託先事業者を通じて」というのは消しちゃって……。

【稲垣委員】 趣旨としては私はこと言葉は……。

【藤原委員】 例えば、「委託した市町村の側で、適切な手段により」という感じですかね。で、適切な手段の中には事業者に通じることも含まれるという感じですかね、おっしゃるのは。

【稲垣委員】 そういうことですね。

【宇賀座長】 そうですね。今の表現だと「委託先事業者を通じて」に限定するような趣旨が強くと出過ぎてしまう感じがちょっとします。これを取って「適切な方法により」とかいう形にしますかね。

あとペンディングのところは幾つか、ほかにあったと思うんですが、7ページの一番上のところもそうですかね。ここはどうでしょう。ここはペンディングにした趣旨、もう少し説明していただくと。どういうことでしたか。

【江畑課長】 どうぞ。

【加藤理事官】 認証等の問題についていろいろ使えるだろうというか、これが一定程度効果があるだろうということ。それとただ、なかなかばらつきもあるとか。発注条件の問題とかもあるので、どうだろうかというふうな、両方の意見がありましたので1つの完全にコンクリートした条件というふうのではしにくいのかなということで、「一つの判断要素」という表現に当面したんですが、ある意味この認証が完璧じゃなくても、認証なりというのをある程度義務づけることによって、みんなこの契約のレベルというか、あるいは市町村のほうの管理なりも上昇するんであれば、完璧じゃなくてもこれが一つのステップとして、これを実際の契約に当たっての必要条件にしてもいいんじゃないかという考え方が私どもの中でもありまして、ちょっとどうするかと。ただ、いろいろ聞いてみますと、そういう前のほうに書いたような形で認証があるからといってもいろいろ事業者にはばらつきがあるんだよというふうな問題以外にも、そもそも事業者自体が数が限られていたりとか、あるいは地域的にばらつきがあると。地域的に見るとその地域においては、そもそもこれを要件にした場合には取っているところはないじゃないかみたいな状況もあるやに伺っているんです。実際現実的なのかどうか。そういうこともありまして、どうなんだろうと。こちらも悩んだというところがございます、仮にやるにしても将来的のかなということで、「将来的には」というようなことを入れたんですけれども。そういうこともひっくるめてここまで書いていいのかどうか。完璧なものじゃないとか、ちょっとばらつきがあるとか、そういうことはあるんですが、やっぱり言っていた意味合いもあるので、これをやることによって上昇するであろうという蓋然性は期待できるので、その辺のところまで踏み込んで書いてもいいんじゃないかと。特に、害まではないんじゃないかということで、ここまで書きちゃってもいいんじゃないか。そこはいろいろどうなのかなという意見はあるにしても、前向きな方向性として、要件ということもあってもいいんじゃないかということもありましたので、その辺のところを踏まえてもう一度ご議論いただければという趣旨で「P」をつけさせていただいたということです。

【藤原委員】 「必要条件」と書いてあるから、愛南町との関係でいいわけですね。あれはたしか取得事業者でしたよね。最初の2つは。取ってません？

【江畑課長】 取ってないです。

【藤原委員】 取ってない事業者でしたっけ。

【江畑課長】 再委託を受けた事業者は取ってない事業者です。

【藤原委員】 この場合、「契約締結に当たっての必要条件とすることも考えられる」と、私はこれで、文章にするとしたら少なくともこれ、住基を扱う場合ですからね、ここで議論しているのは。そのことがはっきり示しておけば構わないとは思うんですけど、この場合、今の課長のお話ですけれども、さっきのように本体、委託先、再委託先とあるときに、全部取ってなきゃいけないのかどうかという、それはどうなんですかね。議論として。最初の元請が取っている場合はいいのか。というのはさっきの、後で出てくる技術の選定基準のところ、だんだん薄まってはいけないというお話が後藤委員からあって、であるとすると多分「同等レベルの」と書くか、「同等」と書くかになりますよね。元でこれを取っているということは、それより下も取ってないと同等ではないという議論にもなりますよね。それはどういうイメージなんですかね。そうするとやっぱり地域によっては確かに、大都市周辺なら大丈夫でしょうけれども、地域に……。

【稲垣委員】 ちょっと難しいと思いますね。

【江畑課長】 望ましい姿としてはこの「将来的に」とわざわざ書いて……。

【藤原委員】 そこで「将来的に」というのがあるんですね。

【江畑課長】 取得事業者の数の絶対数の問題もあり、委託、再委託の条件とするのは現実的には難しいかなと……。

【稲垣委員】 これは「将来的には」というのと、「も考えられる」ということで、非常にやわらかく書いてあって、また方向として全体のレベルが上がる方向なので、ここは括弧を取ってこのまま置くということでもいいんじゃないでしょうかね。

【藤原委員】 さらっと。

【稲垣委員】 それで認証を取ることに、例えば枠組みを実際にやることはまた別だし。様子を見ながらみんなでレベルアップしましょうという内容なので……。

【江畑課長】 これを全く落とすという選択肢も当然あります。前に判断要素として考慮するというを入れておりますので。これを書いたということは若干、即判断要素という断定よりはもう少し強目に、あまり強い表現でもないのかもしれませんが。こういうことも将来的には考えていったらどうかということで付加したということです。

【藤原委員】 いや、稲垣先生のおっしゃるとおり、この表現ならそれほどきつくないですからね。

【宇賀座長】 それでは、ここはよろしいですかね。

【後藤委員】 これは余談でございますが、ただ事業者側のほうにこの条件を課すると

いうことは、市町村のほうも相当な覚悟を持って、内部の体制整備をしなければいけないというふうに、市町村の立場からこのところを拝見をいたしました。つまり委託をして、そこに厳しいことを要求するのであれば、事業者から見たときに発注者側はどうなんだということもあるかもしれませんが、それも含めてやはりきちんとやっていかなければいけないのかなというふうに。これはなかなかそういう意味で重たいご指摘であるのかなというふうには拝見させていただいております。

【稲垣委員】 総務省認証官というのは、またみんなでつくっていけばいいですね。

【後藤委員】 そうですね。

【稲垣委員】 そういう方向での努力……。

【宇賀座長】 それではここはもう括弧を取って、そのまま残すということによろしいでしょうか。はい、それでは、そうしたいと思います。

括弧のついているところはそこだけですか。いいですか。

【稲垣委員】 あとちょっと細かいところで、平仄等の関係で気がついたことを申し上げます。これは確認なんですけれども、5ページの(2)の②の下から2行目で「必要な条件を付した上で行う」というのが、原則と例外の処理でその承認の際の要件として、②が一番最後、「必要な条件を付した上」となっているんですが、④のほうは「必要最小限の範囲で行う」とこういうふうな表記になっていますので、特に別の、区分した根拠があればそのようにそのままでもいいと思いますけど、むしろどちらかにそろえるか、私は「必要な条件を付した上」のほうがいいと思いますけれども、そのところをご検討いただいたらいいんじゃないかと思います。

それからもう一点は5ページの④のところ、④については括弧として「承認を受けて、何々の場合を除く」というのがちゃんと入っているんですが、⑥になるとその例外の措置が入っていないんですね。だからこれはどうするのかという、さっきの議論ともかかわるんですけれども、我々はわかっているんですけれども、読むほうは「何でないの」という話になるかもしれませんので、ちょっと議論の必要があればここでというふうに思います。

あと、7ページなんですけど、(4)の4行目なんですけど、「市町村は措置を整備し」という文章のつくりになっています。これは結論的に「措置を」にして、「整備し」を取ったほうが良いような気がします。これは市町村が自分のところを整備するという、さっきの後藤委員の話にもなるんですけれども、ちょっとこの流れからするとあまりここで自治体でこれをやるべきということは、この文脈とはちょっと流れが違うように思いますけれども、

表題は市町村・委託先のそれぞれに求められる対応姿勢ということなんで、これでもいいのかと思うんですけども、いかがなんでしょうか、というのが1点あります。

それからあと、8ページの(5)の真ん中あたりに「ただし」で始まる段落なんですけど、2行目で「契約上の責任は」というふうに限定をしているんですけど、ここは「契約上の」というふうに入れて限定すべきなのか、単に「責任」とすべきなのか、このところは後の関係で、今井先生のご持論も仰ぎながらどうなのかなと疑問を持ちました。

それから11ページなんですけど、上から第2段落、「なお」で始まる段落なんですけど、「他の行政機関が保有・管理する個人情報」という流れで出てまいります。これは住基を、住基主務官庁と違うところという意味だと思うんですけども、これが全体の流れと、対比が住基を扱うところと他の行政機関とこういうことであろうかと思うんですけど、ここはちょっと流れからすると「他の」があるとわかりにくいかなと思います。

それから13ページの下から4行目なんですけど、これは私の不勉強かもしれませんが、社会的な認識の定着度合いが違うんだということで、「特に地方においては」とあるんですけど、ここは難しいのかなと。ここはちょっと、「あっ」と思ったんで。以上です。

**【宇賀座長】** はい、ありがとうございます。それでは最初からやっていきたいと思いますが、まず5ページ(2)の②で最初のほうは「必要な条件を付した上で」となっていて、④のほうで「必要最小限の範囲で」となっているんですね。その④のほうについても「必要な条件を付した上で」というふうにしてはどうかという、そういうご提案ですが、いかがでしょうか。事務局のほう何かありますか。

**【加藤理事官】** ④のほうを「必要最小限」にしたのは、複製・複写ということになりますので、あとは前のほうにいろいろ書いてあるんですけど、あとはどの部分を複製なり、複写するかというその範囲の問題でいいのかなということもあったんで、条件的な部分はもう前のほうである程度、ということでちょっと書き分けちゃったところもあるんですけども。特にそれ以上のものはないです。

**【稲垣委員】** それであれば、理由があればいいと思いますけどね。

**【宇賀座長】** そうですね。はい、わかりました。

それで次に今度は④のところではデータの複製・複写の禁止について括弧書きで「承認を受けて、指定場所での作業に必要な範囲で行う場合を除く」というのが入っていると。⑥のほうについてはそれが特に書かれていないので、そのところはどうかという、そういうご指摘ですけども。ここはどうですか、事務局のほうとしては。

【加藤理事官】　　ここは再委託につきましては、先ほどの議論もあったんですが、多分いろいろなケースが考えられるであろうということがありまして、④のような形で承諾を受けてこういうふうな場合というような形で、必ずしも限定できないのかなというところがございまして、当然承認は要るんですけども、承認を受けるパターンというふうな意味でちょっと限定を書きしておくのがどうかなというところがございまして、ここは何もつけないで、ただちゃんときちっと承諾を受けてください。承認のときにきちっと管理が及ぶようにしておいてくださいよ、というふうな表現にしたというところがございまして。

いろいろパターンができるのであれば、そういうふうな形に絞っちゃったほうがいいのかもしれないんですが、実態としてちょっとどうなのかということがございまして、こういう表現にさせていただいたというところがございまして。

【稲垣委員】　　理由があれば。ただ何かその点は。

【加藤理事官】　　まだその辺は……。そこは限界としてもう一度、見返します。

【稲垣委員】　　審議して考えてみてください。お任せします。

【加藤理事官】　　見ていて自分でもどうかなと思って……。

【今井委員】　　④と⑥と表題を統一させればどうにかなるんじゃないですかね。④は「禁止」ということで書いていて、⑥のほうは「承認を受けない」で始まっていますから、実質的に違いがないんですけども、書き振りとしてどちらかに統一すれば同じだと思います。

【加藤理事官】　　そうですね、書き方はあると思いますね。

【江畑課長】　　禁止なのか制限なのかというのがありますしね、再委託の。

【藤原委員】　　再委託先事業者を通じてというのもさっきの一番下の行との関係が出てくるかもしれませんね。7ページの一番下の。

【江畑課長】　　そうですね。

【宇賀座長】　　今の点はちょっとまた……。

【江畑課長】　　整理します。

【宇賀座長】　　その点をちょっと整理してください。それから次が7ページの(4)の2つ目の段落で「市町村は、これまでも増して、十分な情報セキュリティを確保するための措置を整備し」というところの表現についてですね。ここは事務局のほうはいかがですか。現段階のご意見として。

【加藤理事官】　　ここは発注条件以前に、市町村なりでストレートにいきなり技術的基



準があって、それを踏まえて契約条項にしましょうという以前に、その発注のためのそういう措置要綱みたいなのをつくったりするのかなというところがありまして、いきなり市町村のほうでもそれを受けて国、我々のほうから出したものを受けて、じゃあもう具体の契約に出すときの規定ということではなくて、市町村の中でのそういう契約のための条項なり、そういうような文書をまとめるのかなというところもありまして、ちょっと間に入るような表現にしたというところが実態なんです。あるいは市町村の中でのセキュリティポリシーとかそういう問題もありますので、ちょっとワンクッションおいたような表現になっちゃっているんです。だから「措置を整備し」というのも口幅ったいというか、うまく流れない表現にはなっています。

【宇賀座長】 趣旨はそういうことでよろしいですか。

【稲垣委員】 はい。

【宇賀座長】 それから次は8ページの(5)のところの2つ目の段落のところ「ただし」というところですね。そこで2行目のところ、「その行為に伴う契約上の責任」というのが、ここを「契約上の責任」という形の限定でよろしいのかどうかという、そういうご指摘ですけれども。

【加藤理事官】 ここにつきましては、全体的に今回の措置、まず、やる措置としては契約責任の追及的なところが強くなりますので、そこを念頭に置いて書いたということがございます。当然罰則の議論もあるんですが、罰則については後ろのほうで行為者と事業者とどちらかというふうなことは、その問題として書いてございますので、この書き振りとしては、まず押さえるところとしては、契約上の責任であれば事業者にかかっているというのは、あるいは当たり前なんですけど、そのところを書いておくというか、当たり前なんですけどそこをきちっと記述しておくということで足りるんじゃないかということで、むしろここで罰則も含めたような書き方になっちゃうと、ちょっと混乱するのかなど。罰則もすぐについてくるのかというところですね。そういうこともありますし、ちょっと契約上の責任ということで、あえて絞った形で書かせていただいたということがございます。

【宇賀座長】 よろしいですか。ほかの委員の方、いかがでしょう。はい。

【後藤委員】 まとめのところなんですけど、14ページでございます。よろしいでしょうかここで。

【宇賀座長】 はい。

【後藤委員】 この「3(1)で述べたように、法律改正によらない対応であっても、規範性を有する技術的基準基準の改正による対応に、様々な対応を組み合わせる」と。このさまざまな対応を組み合わせることが先ほど稲垣委員がおっしゃった7ページのところの「十分なセキュリティを確保するための措置の整備」、あるいはこれを具体的に言うと9ページのところで、「市町村の個人情報保護条例・情報セキュリティポリシーへの盛り込み」というようなことがあるんですが、まとめのところなので、この「様々な対応」のところには例えば「市町村のような条例規則等の整備」というようなことをもう一度言及をしていただけるとありがたいかなとちょっと思っておりますが、ご議論をいただければと思います。

【宇賀座長】 わかりました。それでは今の点もまた議論しますけれども、ちょっとその前にまだ稲垣委員のほうのご質問のが2つ残っていますので、そちらを先にやらせていただきます。

【稲垣委員】 細かいですね。どうぞ。

【宇賀座長】 11ページの(2)のところの真ん中あたりの「なお」という段落ですね。そこで「なお、他の行政機関が保有・管理する個人情報」というところで、今のご質問はたしか「他の」というのは取ったほうがいいのかという、そういうご意見でしたっけ。

【稲垣委員】 はい。

【宇賀座長】 このところいかがでしょうか。これは「他の」が入るとどういった誤解が生じるという……。

【稲垣委員】 私はこれを読んでいて「他の行政機関」というのがいきなり出てくるものですから、それで上の段落がある行政機関について議論しているものではないので、対比がちょっと不自然な感じが……。

【宇賀座長】 ああ、そういう趣旨ですか。

【稲垣委員】 上のほうは住基情報、それから住基事務というのが出てくるだけありますので、多分ここは住基情報ではない個人情報ということで議論されているんだと思うんですね。だから……。

【今井委員】 「他の」というのを「個人情報」の前に持ってくればいいんじゃないですか。「行政機関が保有・管理する種々の個人情報」といいますか……。

【稲垣委員】 「他の個人情報」、そうですね。ああ、そういう意味か。

【加藤理事官】 それか「住基情報以外の」と書くか。

【稲垣委員】　　そうですね。失礼しました。

【宇賀座長】　　それでは、そういうふうにとちょっと修正をお願いしたいと思います。

それからもう一点、13ページの下から4行目の括弧の中のところで「特に、地方においては十分徹底が図られていない」という、この部分がやや違和感があるという、そういう趣旨でしょうか。

【稲垣委員】　　何か事例があったらなとも思うんですけども。

【宇賀座長】　　このようなご指摘でしたけれどもいかがでしょうか。

【加藤理事官】　　ここは前のほうは社会的な認識の定着度合いというふうな形にして、その度合いというか程度みたいな形にしたんですけども、括弧内はちょっと検討の過程でやや言い切りの部分が残っちゃってて確かに強いというか、決めつけ的な表現になっているのかもしれませんが。今、私もご指摘いただいて感じたんですけど。

【今井委員】　　地方といいますか、地域において差があるということさえおっしゃればいいんじゃないでしょうか。地方において働いているところも、むしろ高いところもあれば低いところもあるんでしょうから、地域差があるということをごぼかすほうがよろしいんじゃないでしょうか。

【宇賀座長】　　それは今のような趣旨でちょっとご修正をお願いしたいと思います。

【江畑課長】　　はい。

【宇賀座長】　　それでは次に先ほど後藤委員のほうから出ました件ですね。まとめのところですが、この14ページ、「5　まとめ」の2行目のところの「様々な対応」という部分ですね。そこをもう少し具体的にという、そういう趣旨ですね。

【江畑課長】　　そこのご趣旨は例えば宇治市とか、草加市とか、ああいう独自に罰則みたいな規定を設けて対策を講じているとか、そういったことを含めてという趣旨か、それとも、そういうことじゃなくて、まさにこういう技術的基準を受けて、それにふさわしいセキュリティのための対策をきちっと条例規則で規定するという、そういう市町村の対応という意味でおっしゃっておられるということかどうかお伺いしたいのですが。

【後藤委員】　　これは私の考えとしては、市町村の判断でそこまできちんと踏み込むべきであろうかというのが、基本的な立場でございます。その上で今回この「まとめ」で書かれているように、この検討会で法律改正も含めた議論の中で、さまざまな罰則規定も含めてご議論があったわけですが、当面法律改正によらなくてもということを持ってくるのであれば、今度は具体的にできるのは何なのかといえば、市町村においてこの検討会での

議論の趣旨を踏まえた上での対応を取り込むべきであるということで、ですから条例の中での罰則規定云々のところまで当然書く必要は全くないんですけれども、そういう形で、やはり個人情報保護条例等というような形で、少し市町村の取り組みについて言及をいただけるとありがたい。念のためなんです、個人情報保護条例での保護措置以外に、住民基本台帳事務については自治事務であることから、自治体によっては住民基本台帳事務に関する条例というようなものを別に持っている団体もございます。ですから必ずしも保護条例の中じゃなくても、住民基本台帳事務に関する条例の中で今回議論されているような措置を規定をすることも、これは技術的にも可能であろうかというふうに思いますので、そのことも含めて少し「等」という言葉をうまく使っていただいたほうがありがたいかなと思っています。

【藤原委員】 今の住基条例のほうは、ある意味でシステム切断できるというのを念頭に置いてつくっておられるところが多いですね。そのところをどっちが……。ただそれだけではなくて住基の中にこういった、ある意味では本筋の話も盛り込めという。

【稲垣委員】 後藤さんがおっしゃられた趣旨は私も感じて、このトーンの中で自治体がもう少し既存の条例とか、それから規則等を見直して、それでより内容的に整備に努めるべきだとか、努めるべきだと言っちゃうとあれかもしれませんが、再点検に取り組むことが望ましいとか、その辺を一言なり、ワンフレーズなり、二、三行でもちょっと書いておくと、例えば今、自治体でやるべきことって幾つかのところに分かれているんじゃないかと思うんですね。住基もそうだし、システムもそうだし、文書もそうだし、監査もそうだし、それから個人情報もそうだし、セキュリティもそうだしで、それがおそらく、多分これは相当バランスをとった形でまとめになっていくと思うので、そういう意味では今持っているものを見直していったらよくなるよということを、しかも自治体やる手というんですか、条例とか、規則とか、命令とか、その辺を言葉として挙げると取り組みやすくなるんじゃないかと思うんですね。

【藤原委員】 今の点ですけれども、私も後藤委員や稲垣委員のご趣旨には賛成ですが、そのときに、実は私は最初に後藤委員が挙げたときに課長と同じ印象を持ったんですね。罰則のことも条例でという印象をここの、ずっと4番まできて、まとめのところ条例でときたときに、草加市や宇治市のことを念頭に置かれるのかなと私も少し考えたので、そうでないとしたらそこははっきりそういう趣旨ではないというようにうまく書いたほうがいいのか。そこは微妙かなと思ったんですが。

【今井委員】 それが否定されていないとすると、その判断も自治体だとしますとここではその……。

【藤原委員】 ずっと先生のおっしゃったみたいに、4番からずっと、4で罰則の扱いがずっときて、5番の冒頭で条例ときたときに、まとめはまとめなんですけれども、どんな印象を与えるかなとふと思ったんです。

【今井委員】 これ、単に文章の話ですけれども、このまとめのところでは法律改正にはよらないと、でもその次、規範性を有するということですね。あとはですから地方の実情ということですから、いろいろなものがまさにあるわけなので、地方自治体の実情に応じた対応というんでしょうか、努力というんでしょうか、そういう文言で、あとは含んでいただくしかないのではないかと思います。ですから「様々な」というのが上からの規範的なものではないということを示す、何か言葉を入れておけば、いかようにも読めるのではないかと思いますけれども。

【江畑課長】 逆に中で議論している過程では、今回は法律改正まで至らないとしても、こういういろいろな議論の積み重ねをしてきたということを踏まえて……。

【藤原委員】 条例でやれって。(笑)

【江畑課長】 その条例でやるということについても、いろいろ考える余地はあるみたいなことを「P」をつけて二、三行入れたほうがいいのか、あるいは悪いのかという議論も事務局で途中まではしておりまして、今日の素案は、何も記載しておりませんが、そちらもちょっと議論いただければと思っております。

【藤原委員】 さっき言われた自治体の感覚はどちらの……。

【後藤委員】 自治体全体と言われると私もちょっと困るんですが、三鷹市の場合にはかなり古くから、昭和60年から、この個人情報保護条例の中で、個人情報処理の電算処理を外部に委託する場合には、先ほど申し上げたようなさまざまな条件をつけていて、ペナルティーも含めてやってきた経過がありまして、ですからそういうところにもう長く仕事をしておりましたので、今回のご議論、法律でペナルティーをとということについても、私は個人的には違和感はなかったもので、仮に法律での対応は将来的なという形になるとしても、条例等で適応することも含めてできるのかなと。それから自治体によって、いきなりペナルティーを条例化することが難しいというような諸般の事情があるところもあるかもしれません。ただ例えば技術的基準が定められたとして、技術的基準に沿ってその市町村が実務的に例えばこういう制限条項を守っていくんだということは、やはり

何か1つルールをつくらざるを得ないのかなというふうに私自身は思うんですね。それは条例でなくても規則かもしれませんが、そういうことも含めて適切な対応というのはやっぱり必要なのかなと思っておりまして、ただそれをできればまとめのところでもう少し具体的にわかるように言及をしていただけるとありがたいかなと思った次第でございます。

**【稲垣委員】**　そういう意味では、課長がおっしゃられるように、ここで提言なり、いろいろと考えられたことについてインプリメンテーションを、要するにそれぞれの自治体が持っている条例、規則、命令等にそれぞれを踏まえて盛り込んでいくというか、具体化する措置を検討されることが望まれるぐらいで、もう随分違うんじゃないでしょうかね。

**【後藤委員】**　そうですね。

**【江畑課長】**　どちらかというまとめの最初の部分というよりは、最後に、まとめのこの部分というよりも、まとめの最後のところにそういう何か、自治体の今後の対応みたいなことを整理して、少しつけ加えるというほうが……。よろしいでしょうか。

**【後藤委員】**　よろしいですか。私はもう単純に14ページの「様々な対応を組み合わせる」という表現がありますが、その前に「個人情報保護に関する条例規則等の改正など」というような言葉を例えばつけ加えていただくと少し明確になって、読み手のほうも明らかになるのかなと思っております。その程度で、あえて後ろのほうでそのことだけを長々と書いていただく必要はないのかなと思っておりますけれども。

**【宇賀座長】**　いかがでしょうか。今、「様々な」という非常に抽象的な書き方になっているので、個人情報保護条例の、あるいは規則の見直し、改正等も含めてというような形で、もう少し内容を具体化するというご提案ですけれども。そういう方向でよろしいですか。よろしいでしょうか。

**【藤原委員】**　どちらに行くんですかね。その「技術的基準の改正による対応に、個人情報保護条例、規則等の見直しも含めて、様々な」という形に。それで相当の向上が期待できる。もう一つはおそらく法律改正については、一番最後ですね、「これらの対応による実績・効果をも見きわめながら」の後に「条例」という形で書くということですよ。どっちがメッセージとしてよくわかるんですかね。当初の「様々な対応」というのは何を考えていたんでしたっけ。

**【加藤理事官】**　前のほうの、主に念頭にありましたのは9ページから10ページにかけてですね。

**【藤原委員】**　①、②、③とある、①、②ですよ、どちらかというと。

【加藤理事官】 ええ、②のこの下のほうのところにいろいろ書いてある……。ただ課題……。

【藤原委員】 その当初の趣旨が、私はもちろん今の後藤委員のをどこかに入れるべきだし、それでよろしいと思いますけれども、「様々」の前に条例で書きちゃうと、当初の①、②とやっていくという趣旨が若干変わるかなという感じがしたんですけれども。それでよろしければ別に。そこはどうですか。

【江畑課長】 そうですね。まとめのまとめ方としては藤原先生がおっしゃったような趣旨でまとめてはいるんですが。

【藤原委員】 そうですよ。当初のまとめはそういうまとめですよ。そこに条例の文言が入ることで、当初の趣旨どおりに読んでもらえれば私はそれで構わないと思いますし、あるいは趣旨が変わってもいいという、コンセンサスが取ればもちろんそれも構わないと思いますが。

【宇賀座長】 一番最後のほうがいいですかね。いいですか。二、三行、後藤委員が言われたような趣旨を書き加えるということでもよろしいでしょうか。

【加藤理事官】 我々としては前のほうは技術的基準の改正と、あといろいろ、我々も音頭を取ってみたいなどころもあるんですけど、全国的にいろいろな対応をやってレベルアップするというふうな形でかなり行けるようにしようという流れがあって、後藤委員のおっしゃったようなことというのは、また各団体ごとにさらに自分でレベルアップできるというふうなことなんで、区別したほうがその辺は明確になるのかもしれないです。みんな底上げするというふうなメリット、あとさらにプラスアルファというふうな……。

【宇賀座長】 後藤委員も別にその「様々な」というところでなくても、今、言われた趣旨を二、三行なり追記すればよろしいですね。

【後藤委員】 場所は特にこだわってごさいません。私はもう単純にこのまとめの「3の(1)で述べたように」というところの部分というのが、9ページのところの①、これのことを指しているというふうに単純に思ったものですから、だとするとこのところが適切かなと思っただけでございますので、場所の件は結構でございます。

【宇賀座長】 藤原委員は場所はどこがよろしいと思いますか。

【藤原委員】 若干明確に流れをするためには最後に、法律と対比する形で、プラスアルファ各自治体の自主性でこういうことも考えられるのではないかというメッセージを置いたほうが、後藤委員の言われる趣旨がはっきり出るかなと思ったんですが。

【宇賀座長】 今井委員もここでよろしいですか。

【今井委員】 私は別のところでございます。結構です。

【宇賀座長】 それでは、今の点は、藤原委員のほうからもそういうご発言がありましたので、内容的には後藤委員がまさに言われたことを踏まえた形で修正するというところでまとめたいと思います。

ほか、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

【今井委員】 今までのご議論と少し違った観点ですが、7ページの下段落ですね。「委託処理業務に従事する者のルール違反については」と書いてある段落ですが、ここで「コンプライアンスを欠く方向で」って、「コンプライアンスが何よりも重要である」ということで、コンプライアンスという用語が使われているんですけども、これは最近はやりですが、ここで使われているコンプライアンスの意味というのが少し不明確かなという気がいたしました。ここで言われているのが法令違反ということであれば、法令に違反したけれども納期に間に合わせ、契約は遵守したということなのかもしれませんが、それが回り回って法令の精神に反しているということが言われているので、経営学的にはこれでいいと思うんですけども、政府でつくられるこういう報告書の中においては、もう少し明確な概念が使われたほうがいいのかもかもしれません。あるいはむしろこういうのがあつたために漠然とした印象が強く、メッセージがよく、重みがあつて伝わっていくのかもしれませんが、ちょっとそういう感想を持ったものですので、そこは稲垣委員のほうでご専門かもしれませんが。

【宇賀座長】 ありがとうございます。稲垣委員、いかがでしょう。

【稲垣委員】 おっしゃられるとおりです。ここのところはすごく生というか、すごく具体的であるなということで、この段落、カットしましょうか。

【今井委員】 それもあると思います。

【稲垣委員】 それでもいいんじゃないかと思うんですけど。

【今井委員】 ただそれが、今、申しましたようにインパクト、この報告書を読まれた方が皆さん法律の専門でないわけですから、ここがあるためにかえって全体がわかる部分もあるんですけど。

【稲垣委員】 大事なことはあるんですけど、多分やっぱり皆わかっているけど言葉にしないというところも、きっと世の中には大事な意味があるんじゃないかと思うので。

【宇賀座長】 そこはそういうことでよろしいですか。はい。ほか、いかがでしょうか。



よろしいでしょうか。

【藤原委員】 技術的基準のところではよろしいですか。これは質問ではないんですけど、3ページの暗号化処理を行うときに「〇〇を参考にした」ということで、まだイメージがないんだとおっしゃったんですけど、そのイメージがないという意味はよるべく基準という意味……。

【加藤理事官】 そうです。基準というか、はい。で、こう書いていてどういうふうにするのか、暗号化技術もいろいろある……。

【藤原委員】 政府推奨というのがありますよね。たしか。内閣府のITのどの部署でしたっけ。

【内閣府（南嶋）】 あれは内閣官房のITセキュリティ室ですね。

【藤原委員】 ああ、そうですかね。官房のITセキュリティ、あそこが何か……。

【加藤理事官】 その辺で何を使ってどういうふうに表示したらいいのかというのが、ちょっとまだ十分に……。

【藤原委員】 あそこが推奨とって、それが民間部門でもIT本部が推奨しているという形で結構使われているような気がしたので。ご参考までに。

【加藤理事官】 はい。それは助かります。

【藤原委員】 その中にたしか秘文だとか何とか、幾つかのものが載ってたと思った記憶がありましたので。ほんのご参考までです。

【宇賀座長】 ほか、いかがでしょうか。この技術的基準の改正案イメージについてでももちろん結構ですので。

【稲垣委員】 これは意見書ができる段階で、これを検討したものがある程度もう少し具体化されたものが例としてここに添付される形で発表されると、こういう理解でいいんですか。

【加藤理事官】 はい、そういうふうな形で。計画書の添付というか、参考資料的に、はい。

【稲垣委員】 別添という形。

【江畑課長】 最終的には報告書を受けて、これを少し中身を詰めて……。

【稲垣委員】 発表すると。

【江畑課長】 そうですね。そういうことになると思います。だから報告書の段階ではこの最終形という形ではないという前提で……。

【加藤理事官】 その後の詰めがありますので、完全な最終に出ていくものとはちょっと違う可能性はあるんですが、おおむねそういう形で出ていくんだろうと。

【宇賀座長】 それでは資料2につきましては、今日初めて詳しくごらんになった方が多いと思いますので、まだ最終回まで時間もありますし、お気づきになった点がありましたら事務局のほうにでもご連絡いただければと思います。

そろそろ終了予定の時間が近づいてまいりましたが、改めて全体を通して何かご意見などございませんでしょうか。

【稲垣委員】 ちょっとルール違反というか、飛び出し過ぎちゃうかもしれないんですが、先ほどの「様々な措置」のところにほんとうに一言でいいんですが、自治体を持っている例えば包括外務監査へのセキュリティ監査の利用とか、あるいはそこを入れなくても従前の監査機能の強化とか、あるいは従前の監査機能の効率的利用とか、そういう単語って入りませんか。難しい？

【今井委員】 それを入れるのは、やはり前でやっておいたほうがいいんじゃないでしょうか。まとめていきなり出ると。(笑)

【稲垣委員】 じゃあ、やめましょう。(笑) もう今の議論じゃないですもんね。

【今井委員】 入れたほうがいいと思うんですが、どこか前に、どこかないでしょうか。関連して。具体策を検討される前の総論のあたりで出ておくと、まとめて受けてもいいと思います。

【稲垣委員】 ちょっと読んできたんですけど、あまり入れるところがない……。

【今井委員】 ですから「現状を反省したときに監査が不徹底であった」ような一文が入っていれば、おっしゃるように受けられると思いますが。トーンはあると思いますよ。委託、再委託の話も全部ありましたように、最終的には再委託といっても要は履行補助者としてのイメージですので、その議論の最初において発注者としての地方自治体の広い意味での監査の強化というものが必要だという一文が入っていれば受けられると思いますが。

【江畑課長】 若干その「監査」という言葉は使われ方といいますか、今、稲垣先生がおっしゃった監査、自治体、まさに自治法に基づく監査とか、内部監査とか、その監査と、いわゆるシステム監査、セキュリティ監査を自治体が主体で委託業者にやるという場合と若干「監査」という用語の意味が異なっているのではないのでしょうか。

【稲垣委員】 わかりました。そうなんですよね。

【江畑課長】 今の自治法上の監査の規定でどこまで何ができるかというのは、若干…

…。

【稲垣委員】 すみません、時間取っちゃって。それはお任せします。ただ、心としては、はっきり言って一々セキュリティ監査をがんがんやるといってもお金がかかってできないので、従前の監査機能のスタッフを強化するとか、そういう中でやっていくという発想があると、安くできるよという、そういう趣旨になります。ここのところは議事録から除いて欲しいんですけど。(笑)

【江畑課長】 何か、基本はどうもお金の使われ方みたいなのが今の監査の前提みたいなものにあるものですから、なかなかこちらのセキュリティというところまで……。

【稲垣委員】 一カ所ぐらいあるんですよね。情報管理みたいなので。

【江畑課長】 対応できるかどうかというのは。

【後藤委員】 今回の稲垣委員のご指摘の点は、9ページのところの①のところなんですけど、ここで2行目、「市町村の個人情報保護条例・情報セキュリティポリシーへの盛り込み」と、この「情報セキュリティポリシー」のところに「等」という言葉を1個つけていただいて、そのニュアンス、前段のところに「ガイドライン等で示されている内容について」ということで、今回のガイドラインの中にそういう外部監査もというようなことも多分出てくると思いますので、それを受けてという形に読めるようにするというのはいかがでございましょうか。

【稲垣委員】 ありがとうございます。

【宇賀座長】 今、そういうご提案がありましたが、そういう方向でよろしいでしょうか。はい、ここはセキュリティポリシーのあとに「等」を入れて、今の稲垣委員のご趣旨を盛り込めるような形で措置したいと思います。ほか、いかがでしょうか。

【江畑課長】 あと、最終的な確認で、先ほど再々委託の業務の、事務局としては再々委託はかなり消極的な発言をさせていただいて、そういう整理なのか、再委託と同様のチェックが可能であれば例外的に再委託と同様に承認を受けて認められる場合があるという前提でよろしい、という整理でよろしいでしょうか。そこが何か、先ほどの整理がちょっと、こちらとしては何かあいまいだったのかなと思います。

【宇賀座長】 これの4ページのところの(3)ですと、「再委託の中に再々委託を含む」というとなっているんですよね。だからできるという前提になっていて、しかし基本的にはもう禁止に近い方向だけれども、しかしほんとうに一切再々委託なしにやって支障が生じないかという、どうでしょうかというご意見があったかと思いますが。ただ、再々

委託ということになったときにそこがチェックがかからないのは困るというのは共通した見方かなと思うんですよね。ですから仮に再委託先がどうしても必要性に迫られて、再々委託したいというときも、勝手にされては困るので、そこは自治体の承認を得るというやり方で、それは委託契約の中にそれを盛り込んでおくことにする。再々委託は基本的に禁止するが、どうしても必要性があるときにはちゃんと自治体のほうに相談をして、自治体の同意がなければ認めないというようなことを委託契約の中で明確にしておくという、そういう方向なのかなと思ったんですが。藤原委員、どうでしょう。ここのところは。完全に再々委託禁止ということでも支障はないでしょうか。

【藤原委員】　　そうですね。いや、これまでの議論で地域によってはそもそも足りなかったり、できないところがあるというお話があったので、そこだけが気になっているんですけどね。

【宇賀座長】　　事務局のほうが最初に念頭に置かれていたように、再々委託一切禁止ということで、實際上支障が生じないのであれば、それが一番クリアでいいと思うんですけど。

【藤原委員】　　それで結構だと思いますね。

【今井委員】　　ただそうした場合は、座長もおっしゃいましたように4ページの(3)のところの冒頭ですよね。「再委託先から、再々委託を含む」というのを外しないと……。

【宇賀座長】　　そうですね。

【今井委員】　　後で誤解が生じますよね。

【藤原委員】　　その場合にはここを削ることになります。

【今井委員】　　はい。

【宇賀座長】　　削って大丈夫ならば削ったほうがクリアなんですけど、大丈夫ですか、そこは。

【今井委員】　　後のほうではやはり再委託と再々委託の両者を認めつつ、再々委託について極めて厳格だというイメージなので、それも座長のご発言にあったように、概念として再委託で全部ひっくるめられるんですけども、常にそういうことを認める場合には発注者が最終的な責任を負うんだということをどこかで強調しておかれれば、この文案でもいいのかなと思います。

【稲垣委員】　　4ページの(3)のところ、「関係」と入れていますので、ここで定義を入れて、今の趣旨ですよね、座長のおっしゃる。それを三、四行書いて、それであと、

他のところでは全部もう「再々委託」という言葉を切ってしまうと。再委託で統一すると。

【藤原委員】 特段の事情があるんだということを主張して、それを発注者側が承認した場合という、そういう趣旨ですよね、先ほどの。そういう場合に限りというようなニュアンスで、限りなく縮めておくけれども、ゼロではないという書き方、ゼロというか、余地はあるという書き方にする、そういう定義を置いておけというご趣旨ですよね。

【稲垣委員】 そうですね。というか今ちょっと言葉で、定義で使ってしまったんですが、再委託、再々委託ということで……。

【藤原委員】 事情説明ですよね。

【稲垣委員】 それを入れるという趣旨です。

【藤原委員】 要するにスタンスをはっきりさせろということですね。

【宇賀座長】 そういう方向でよろしいでしょうか。それでは事務局に今の委員会での委員の皆様のご発言の趣旨を踏まえた形で、明確になるように修正をお願いしたいと思います。

【稲垣委員】 これは業務の再委託、再々委託ですよね。データの受託、再委託、再々委託もそれに伴っちゃうんだけど、業務の委託、再委託のことをおっしゃっているんですよね。だから例えば請負契約だったら請負、下請負ぐらいまでで、その孫請までは原則として認めないと。それに伴うデータの孫渡しも認めないと、こういう考え方ですよね。そういう意味では少し懐を持った書き方をしていくといいでしょうね。

【宇賀座長】 今のように原則は再々委託は認めないけれども、非常に例外的にどうしても必要性がある場合には、ちゃんと発注元の自治体の承認を得て行うという趣旨が明確になるような形で修文していただければと思います。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは本日も大変熱心にご議論いただきまして、どうもありがとうございました。これまでの議論で意見も一通り出尽くしたかと思しますので、本日の議論を踏まえた形で事務局において最終の報告書案を取りまとめていただいて、次回お示し願いたいと思います。

最後に事務局のほうから日程の話など、連絡事項についてお願いします。

【江畑課長】 今回は座長からのお話もありましたとおり、最終報告書案をお示しさせていただいた上で、報告書の取りまとめをお願いしたいと思います。日程につきましては12月10日月曜日の午後を予定しています。具体の時間、場所につきましてはまた別途ご連絡させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

なお、本日の会議での議論につきましては会議録を各委員の方にチェックいただき、公表することになりますので、お手数ですが後日、素案を送付させていただきますのでよろしく願いいたします。

【宇賀座長】 それではこれで第6回住民基本台帳に係る電算処理の委託等に関する検討会を終わりたいと思います。どうも大変ご多忙のところ、ありがとうございました。